

平成 28 年 4 月 1 日から施行！

## 障害者差別解消法

※正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

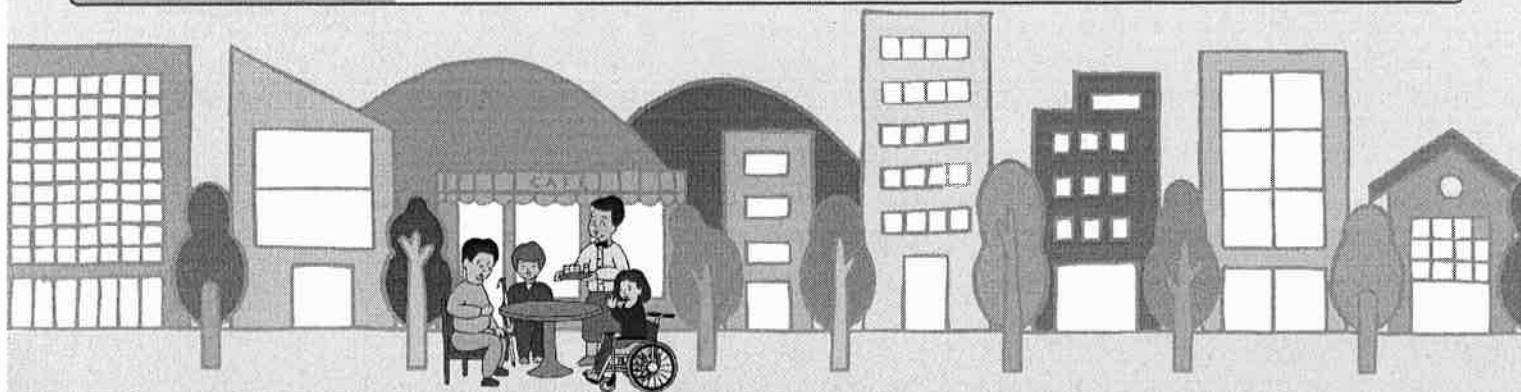
この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

### 「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

### 「合理的配慮の提供」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。



合理的配慮の事例が内閣府のホームページにあります。





合理的配慮サーチ

検索

合理的配慮サーチでは、障害の種類や生活の場面から事例をさがすことができます。法の施行と相まって、今後、さらに具体例を収集・蓄積し、内容を充実させていきます。

## 障害者差別解消法のポイント

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	 <b>禁止</b> 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 <b>法的 義務</b> 障害者に対し、合理的配 慮を行わなければなりま せん。
民間事業者 ※民間事業者には、 個人事業者、NPO 等の非営利事業 者も含まれます。	 <b>禁止</b> 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 <b>努力 義務</b> 障害者に対し、合理的配 慮を行うよう努めなけれ ばなりません。

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

## 障害者差別解消法 Q & A

Q. 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。

A. どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読上げなど）で対応することなどが挙げられます。

Q. 日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような場合も、この法律の対象になるのですか。また、個人の思想や言論も規制されるのでしょうか。

A. 個人的な関係や、思想、言論といったものは対象にはしていません。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関係で障害のある方と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしていません。

Q. 民間事業者による取組みがきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか。

A. 民間事業者の事業を担当する大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができます。

この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障害を理由とする差別が行われ、自主的な改善ができない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導、勧告を行うことができることにしています。

※引用：内閣府作成リーフレット「障害者差別解消法が制定されました」

# 毎年12月3日～9日は「障害者週間」です。

障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会  
をつくりましょう

～障がいのある人もない人も、共に生き生きと生活するまちづくり～